

山梨県選挙管理委員会告示第十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百十九条第二項の規定により、次の選挙を
令和五年一月二十二日執行の山梨県知事選挙と同時に行う。

令和五年一月十五日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮 山 博

- 一 選挙の期日 令和五年一月二十二日
- 二 選挙の種類 甲府市長選挙